

議案第17号

福岡市介護保険条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準を緩和する等の必要があるによる。

福岡市介護保険条例等の一部を改正する条例

(福岡市介護保険条例の一部改正)

第1条 福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に、「いう」を「いい、以下この条において「協議会」という」に改め、同条第3号本文中「員数」の次に「（協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する常勤換算方法をいう。）によることができる。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) 前号の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同号本文の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。

(福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部改正)

議案第17号

第2条 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。